

フェリス女学院大学 公的研究費不正使用防止に関する基本方針

フェリス女学院大学では、公的研究費の不正使用防止のため、以下の基本方針を定めます。

1. 機関内の責任体系の明確化

研究活動に係る不正行為防止に関する責任体系を明確にし、関係規程等を学内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

研究費の使用について、ガイドラインを作成し、ルールを明確化する。

ガイドラインは見直しを行い、必要に応じて随時改訂し、研究費の適正な使用を推進する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画を策定・実施する。

倫理教育により、不正行為や不正使用の事例や現状を学習し、研究者及び事務職員の意識の向上を図る。

4. 研究費の適正な運営・管理方法

研究費の管理・運営を行う事務部門の職員と研究者が連携し、研究費の執行状況について共有する。

また、事務部門の職員は、申請書等や証憑書類により、請求内容の適正性を確認する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

事務部門は、説明会の開催やグループウェアを通し、研究者に情報発信を行うとともに、常時相談を受け付ける体制をつくる。

ホームページにより、本学の不正防止に関する取組を公表する。

6. モニタリングの在り方

内部監査室により、定期的な監査及びモニタリングを実施する。

また、別途リスクアプローチ監査を実施する。